議案第50号

愛西市下水道条例の一部改正について

愛西市下水道条例(平成21年愛西市条例第6号)の一部を改正する条例 を別紙のように定めるものとする。

平成25年11月28日提出

愛西市長 日 永 貴 章

提案理由

この案を提出するのは、地方税法及び消費税法の改正に伴い、改正する必要があるからである。

愛西市条例第25号

愛西市下水道条例の一部を改正する条例

愛西市下水道条例(平成21年愛西市条例第6号)の一部を次のように改正する。

第23条第1項中「各年の特例基準割合」を「地方税法(昭和25年法律 第226号)の例による。」に改める。

別表第2中「1,575.0円」を「1,620円」に、「157.5円」を「162円」に、「189.0円」を「194.4円」に、「220.5円」を「226.8円」に、「252.0円」を「259.2円」に、「315.0円」を「324円」に改める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成26年1月1日から施行する。ただし、別表第2の改 正規定は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の愛西市下水道条例別表第2の規定にかかわらず、 平成26年4月1日(以下「施行日」という。)前から継続している公共下 水道の使用で、施行日から平成26年4月30日までの間に使用料の支払 を受ける権利が確定されるものに係る使用料(施行日以後初めて使用料の 支払を受ける権利が確定される日が同月30日後である公共下水道の使用 にあっては、当該確定されたもののうち、施行日以後初めて支払を受ける 権利が確定される使用料を前回確定日(その直前の使用料の支払を受ける 権利が確定した日をいう。以下同じ。)から施行日以後初めて使用料の支払 を受ける権利が確定される日までの期間の月数で除し、これに前回確定日 から同月30日までの期間の月数を乗じて計算した金額に係る部分に対応 する部分に限る。)については、なお従前の例による。
- 3 前項の月数は、暦に従って計算し、1月に満たない端数が生じたときは、 これを1月とする。